

『ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン』

第 2 版

2026 年 1 月 15 日

ドキュメントコード:AD00-00005-2

目次

1. はじめに.....	2
2. ソシオネクストグループの基本理念および CSR 基本方針	3
2.1 基本理念	3
2.2 行動指針	3
2.3 ソシオネクストグループ CSR 基本方針	3
2.4 経営方針	3
3. ソシオネクストグループ CSR 基本方針を踏まえた各種方針	4
3.1 調達方針	4
3.2 労働方針	5
3.3 安全衛生方針	5
3.4 環境方針	5
3.5 倫理方針	6
3.6 品質方針	6
3.7 情報セキュリティ方針	6
3.8 事業継続方針	7
4. ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン	7

1. はじめに

ソシオネクストグループは、”Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.”を基本理念として「Challenge」「Technology」「Growth」「Speed」「Sustainability」のValueの下に行動指針を定めるとともに、ソシオネクストグループ CSR 基本方針に基づき、事業を通じてさらなる企業価値の向上とさまざまな社会課題の解決に取り組み、より良い社会の実現を目指して CSR 活動を進めております。

当社グループは、品質・技術・価格・納期などの事業活動に直接影響のある項目に加えて、人権・労働・環境・倫理などの社会課題解決に対しても、当社社員はもとよりサプライチェーン全体で取り組むことが企業の社会的責任であると考えます。この考え方に基づき、「ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン」を策定しました。

サプライヤー様におかれましても、「ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン」の主旨をご理解いただき、このガイドラインに沿った企業活動と実践をお願いいたします。また、サプライヤー様のサプライチェーンに対しても「ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン」の主旨のご理解と実践の要請をお願いいたします。

株式会社ソシオネクスト
生産管理グループ

2. ソシオネクストグループの基本理念および CSR 基本方針

2.1 基本理念

Mission (企業としての使命)

“Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.”

Values (重視する価値観)

「Change」：非連続な変化への適応。ビジネス・技術・マインド・オペレーションなど環境の変化に合わせ私たち自身も変化していく。

「Technology」：最先端技術の追求により、世界のイノベーションを支える開発競争力を持つ会社を目指す。

「Growth」：私たちの成長が株主・お客様・パートナー・社員などのあらゆるステークホルダーへの貢献につながる。

「Speed」：ダイナミックかつ急激に変化する市場・お客様への迅速な対応。

「Sustainability」：お客様・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。

2.2 行動指針

- ・各人が自身の仕事にオーナーシップを持ち、環境の変化に合わせ、お客様視点・マーケットインの視点から自立的に考え方行動を起こす。
- ・成長市場・成長企業にアクセスし続けるために、最新の技術・知識に裏付けられた、お客様にとって価値のある課題解決に向けた提案を行う。
- ・各人が意欲的にあるべき姿に向かってチャレンジし、プロフェッショナルを目指すことが、個人の成長・会社の成長につながる。
- ・個人単位・組織単位での迅速な判断と意思決定を行い、常に先を見て、お客様にとっての価値を生み出す。
- ・グローバル社会の構成員として、企業としての社会的責任を果たし、持続可能で豊かな社会の実現に向け貢献する。

2.3 ソシオネクストグループ CSR 基本方針

・法令・社会規範の遵守

私たちは法令・社会規範の遵守を徹底し、社会の信頼に応えます。

・人権の尊重

私たちは一人ひとりの人権を尊重し、差別などの人権侵害行為を許しません。

・社員の労働環境整備

私たちは社員の幸せを目指し、個性を尊重し、公平な待遇を実現するとともに、健康で働きやすい環境をつくります。

・環境への配慮

私たちは地球環境に配慮した企業活動を進めていきます。

・公正な商取引の推進

私たちは常に公正な商取引に則り、お客様・お取引先との信頼関係を築きます。

・情報管理の徹底

私たちは自社情報、お客様やお取引先などの第三者情報や個人情報などの管理を徹底し、機密を保持します。

・知的財産の尊重

私たちは企業価値の源である知的財産を守り、尊重します。

2.4 経営方針

基本理念実現のために、ソシオネクストグループは、独自の先端 SoC を開発しようとするお客様に向けて、最適な技術の組み合わせにより、お客様が求める機能を実現する“Solution SoC”事業を、独自のビジネスモデルにより展開してい

ます。

「オートモーティブ」、「データセンター& ネットワーク」および「スマートデバイス」といった先端成長分野に加えて、「インダストリアル」や「IoT & レーダーセンシング」の分野で、グローバルなお客様から地域的なバランスをとりながら、より多くの商談の獲得を目指します。

事業活動を通して、お客様の信頼を獲得し、世界の主要/成長企業の SoC 部門となりお客様の成長を支えるとともに、当社の低消費電力技術などを活用して社会の課題解決に貢献します。また、お客様と協力した開発を通して、エンジニアの成長と会社の成長との好循環を実現し、会社の成長による企業価値の向上により株主への還元を図ります。

3. ソシオネクストグループ CSR 基本方針を踏まえた各種方針

ソシオネクストグループは、グループの基本理念を実現する上で守るべき「CSR 基本方針」を定めています。この「CSR 基本方針」に基づき、従業員が事業活動を行う上で必要となる各種方針を以下の通り定めています。これらの方針は、「RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範」に準拠しております。

3.1 調達方針

ソシオネクストグループは、グローバルパートナーとともに世界中のすべての人々にイノベーションを提供することをミッションとしています。このミッション実現のため、また、グローバル企業としての社会的責任を果たすため、私たちは、各国の法令を遵守し、公正・公平な取引関係のもとで、グローバルな市場から必要な物品・役務などを適切な品質・価格・納期で調達することを調達活動の規範として定めています。人権・労働、安全衛生、環境、倫理、品質・安全性、情報セキュリティ、事業継続をはじめ責任ある鉱物調達などの社会的課題に対して、お客様およびお取引先様を含めたサプライチェーン全体でリスク低減に取り組み、持続可能なサプライチェーン体制の強化に取り組んでいます。

・お取引先様との共存共栄

当社グループは、製品の設計・開発および販売のため、多種多様なお取引先様より調達を行い、多くのお取引先様の協力を得ています。この理解のもと、当社グループとお取引先様とは、相互の研鑽の積み重ねにより長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続してゆく共存共栄の関係を目指します。

・お取引先様の公平・公正な評価

①信頼性、②技術力、③調達品の品質・価格・納期など、④企業の社会的責任への取組み状況など、経済合理性に基づく総合的な評価により行うものとし、総合的な評価において国内外、経営規模の大小を問わず、新規参入希望者に対して、常に公平・公正な参入機会を作り、真摯に対応するよう努めます。

・公正な基準によるお取引先選定

選定にあたっては、企業としての信頼性、技術力および調達しようとする物品・サービスの属性(仕様・品質・性能など)、取引条件、企業の社会的責任への取組状況などの経済合理性に基づく総合的な評価により、最も有利な条件で契約できる取引先から調達することを原則とします。

・契約の交渉・締結部門

お取引先様との間で、調達する物品・サービスの価格・納期など、発注契約にかかる事項の取決め、その他これに類する行為は、当社グループに属する各会社の調達部門がその会社を代表して責任をもって行います。また、当該調達部門に属する者は、他部門からの独立性を保ち、これらの業務を遂行してまいります。

・法および社会規範の遵守

当社グループは、法および社会規範を遵守し、違反いたしません。また、調達活動においては、関連法令について十分な理解とその遵守に努めるとともに、その精神を尊重して業務を遂行してまいります。

・透明性の確保

取引の透明性の確保の観点から、必要に応じて、当社グループの取引の基本方針、取引先選定の基準、手続きなど全体の流れを明らかにし、どのようにすれば取引を始めることができるか、そして、要望があれば新規参入希望者へ受注に至る過程のどの段階にいるかを判りやすく説明します。

・倫理原則

当社グループは、社会規範、企業倫理を遵守し、人権・労働、安全衛生、地球環境保全、責任ある鉱物調達、安全保障上の貿易管理、情報セキュリティなど社会的責任を果たす調達活動をお取引先様とともに推進してまいります。

3.2 労働方針

・人権に関する基本的な考え方

ソシオネクストグループでは、グループ理念である「CSR 基本方針」において、「人権の尊重」および「社員の労働環境整備」を重要な責務として掲げております。

「人権の尊重」： 私たちは社員一人ひとりの人権を尊重し、差別などの人権侵害行為を許しません。

「社員の労働環境整備」： 私たちは社員の幸せを目指し、個性を尊重し、公平な待遇を実現するとともに、健康で働きやすい環境をつくります。

当社グループは事業活動に関わるすべてのステークホルダー(お客様、お取引先様、社員、地域社会の皆様など)の人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、宗教、社会的身分、雇用形態、婚姻状況、妊娠状況、門地、性的指向や性自認、身体的特徴、疾病、障がいなどによる人権侵害や差別的取り扱いを行いません。また、当社グループやサプライチェーンで働く人々に対しては、一人ひとりの人権を尊重してまいります。セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなどのハラスメントを排除し、健康で安心して働くことができる職場環境を提供するとともに、最低賃金や労働時間の法規制を遵守し、強制労働や、児童労働、人身売買を行いません。また、結社の自由と団体交渉権、プライバシーの権利を保護します。

・人材育成に関する基本的な考え方

当社グループは、最先端の SoC ソリューションビジネスを通じて、ステークホルダー(お客様、お取引先様、社員、地域社会など)の様々な期待・要望にお応えするため、当社を取り巻く非連続な変化に適応しながら最先端技術を追求することで、世界のイノベーションを支える会社として持続的な成長を目指してまいります。上記を実現するため、仕事にオーナーシップを持ち、自律的・意欲的にあるべき姿にチャレンジするプロフェッショナルな人材を、一人でも多く育成、輩出できるよう、人材育成に取り組んでまいります。

・ダイバーシティに関する基本的な考え方

当社グループは、さまざまな個性、考え方、価値観をもった社員一人ひとりが、働きやすく能力を発揮することができる企業風土、文化の醸成に努めます。そのため、当社グループは国籍・性別・年齢などを問わず、人材採用と登用を行い、かつ、多様な人材が生き生きと働くことのできる社内環境整備を推進しています。

3.3 安全衛生方針

ソシオネクストグループが持続的に成長するため、社員一人ひとりが健康かつ安全に働き、自らの持てる力を最大限発揮できるように、社員と関係者の健康と安全を最優先し事業を展開します。労働災害の無い安全な職場を実現するため、事故防止、安全に働く環境づくりを行うとともに、健康維持・増進に向けてさまざまな取り組みを推進します。

3.4 環境方針

ソシオネクストグループは、先進の技術によって環境性能に優れた SoC およびそれを核とするソリューションビジネス/サービスの設計、開発および販売を通じて、お客様とともに豊かな地球環境の保護に貢献します。また、以下の行動指針により、当社グループは、開発から調達、生産、流通、販売、使用、廃棄にいたるすべてのライフサイクルを通じて、環境負荷の低減と環境汚染の予防に努めます。

- ① 省電力、軽量化、含有化学物質の適正管理など、環境に配慮した製品の開発を積極的に推進することにより温室効果ガス排出の削減、廃棄物の削減など、地球環境の負荷低減に積極的に貢献します。

- ② 開発から調達、生産、流通、販売、使用、廃棄にいたる、サプライチェーン全体での活動を通し、環境負荷の最小化を追求するため、エネルギー/原材料/水資源の有効活用、温室効果ガス/廃棄物/水の排出量管理、材料や副資材に含まれる化学物質の確実な管理に取り組みます。
- ③ 持続可能な社会を実現するため、資源の有効活用を促進するとともに、環境汚染の予防と、生物多様性や森林保全に配慮した事業活動と貢献活動、およびプラスチックの使用削減を推進します。
- ④ 各国、各地域の環境関連法規制、およびそれらに関するお客様との個々の合意事項を遵守します。
- ⑤ すべての役員および従業員の環境への意識向上を図り、地域社会への環境貢献を推進します。
- ⑥ これらの環境活動を有効に実施するために、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。
- ⑦ 地球環境の保全/負荷低減に向けた活動への賛同、および支援を行うとともに、環境情報の適切な開示や地域環境への貢献を推進することにより、ステークホルダーとの連携/協働を図ります。

3.5 倫理方針

ソシオネクストグループは、重視する価値観(バリュー)として「お客様/パートナー/社会との共生により持続可能な未来を創る」を掲げています。その実現のためには、公正な事業/取引の推進が必須であり、当社グループでは、グループの基本理念である「CSR 基本方針」において、「法令・社会規範の遵守」「公正な商取引の推進」および「情報管理の徹底」を重要な責務として掲げています。当社グループは、この「CSR 基本方針」に基づき、当社グループ規定として「コンプライアンス規範」を定め、当社グループ社員一人ひとりが高い倫理観とコンプライアンス意識を持って行動することを徹底しています。また、毎年の内部監査などを通じて、基本方針、各種規程、ガイドラインに則った業務運営がなされているかの確認を実施しています。さらに、これら規範/規定に違反した場合は、社内規定に基づき、懲戒の対象としています。

<ソシオネクストグループ コンプライアンス規範にて定める項目>

- ・法令・社会規範の遵守
- ・人権の尊重
- ・社員の労働環境整備
- ・環境への配慮
- ・公正な商取引の推進
- ・情報管理の徹底
- ・知的財産の尊重
- ・反社会的勢力への対応

3.6 品質方針

ソシオネクストグループは、「お客様と歩む品質。」をキーワードに、徹底した管理体制でお客様に最適な品質を実現します。さまざまな分野の製品に活用され、重要な役割を担っているソシオネクストの製品。私たちはお客様の多彩なQCD(品質・コスト・納期)に応じた品質の作り込みを実現します。また、ファブレス企業として企画・設計段階での管理を徹底し、製造する製品の特長・機能・品質に合わせて、国内外の最適なパートナー(生産委託先)を選択します。さらに、グローバル市場で培ってきた高品質かつ信頼性の高い技術を生かし、パートナー(生産委託先)との強い連携により、スピーディーで最適な品質を実現します。

3.7 情報セキュリティ方針

「Solution SoC」ビジネスを事業とするソシオネクストは、開発業務のなかでお客様の重要な機密情報を預かりすることがあるため、情報セキュリティを重要な経営課題の1つとして、積極的に取り組んでいます。当社グループは、情報セキュリティを確保するための対策、体制などの基本事項を定めるとともに、情報の機密性・完全性・可用性の3つをバランスよくマネジメントすることで、グループ全体の情報セキュリティを確保し、当社グループ、お客様およびパートナーの情報資産を適切に取り扱っています。また、第三者機関による定期的なセキュリティアセスメントを実施しており、自社のセキュリティ状況を客観的に評価し、潜在的なリスクを早期に特定・対応できる体制を整えています。また、当社グループは、お客様、パートナー、社員などすべての個人情報について、各国の関連する法規制を遵守し、適切に管

理・保護します。当社グループは、各国の関連する法規制に従って個人情報を慎重に取り扱い、特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行っています。

3.8 事業継続方針

ソシオネクストグループは、平時より様々なリスクを想定し、それに対する対策・準備を進めるとともに、継続的に対応力・復旧力の向上に取り組みます。大規模災害などの不測の事態においても、事業の継続を通じて企業として地域・社会への責任を遂行するとともに、お客様の求める高品質な製品・サービスの安定供給に努めます。

(平時)

復旧すべき業務における様々なリスクを想定し、それに対して計画的に対策や準備、検討などを行います。不測の事態における事業継続(BC)および目標復旧時間(RTO)をはじめとした早期復旧に関する事項について、委託先および仕入先などの取引先との間で基本計画を定めます。また、事業環境の変化や訓練結果を定期的に評価し、その結果に基づいて、対策や手順書などを見直し、改善します。

(有時)

従業員とその家族の安否確認、安全確保および二次災害の防止に努めます。お客様のための事業を継続し、あるいは影響を最小限にするために、自社および委託先、仕入先などの取引先に対して必要な活動を実施します。緊急時においても、お客様やステークホルダーに対する適切なコミュニケーションと情報発信に努めます。また、地域の復旧・復興に向けて積極的に支援するなど、社会へ貢献します。

4. ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン

ソシオネクストグループは、ソシオネクストグループ CSR 基本方針や各種方針を遵守するとともに、お取引先様を含めたサプライチェーン全体でのリスク低減に取り組むことで、持続可能なサプライチェーン体制の強化を目指しています。この実現に向けて、お取引先様に対しても、「RBA(Responsible Business Alliance) 行動規範.ver8.0」に準拠した「ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン」の遵守をお願いいたします。

<ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン>

A. 労働

サプライヤーは、労働者的人権を尊重し、尊厳をもって彼らに接することを約束します。これは、直接的・間接的なサプライヤー、ならびに臨時社員、移民労働者、学生、契約社員、直接雇用者、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

労働基準は以下のとおりです。

1) 強制労働の禁止

拘束(債務による拘束を含む)または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隸または人身売買を含むがこれに限定されない、あらゆる形態の強制的な労働は認められていません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、強要、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、移動、または受け入れることも含まれます。会社が提供した施設(該当する場合、労働者の寮や住居)への出入りに不合理な制約を与えたり、施設内における労働者の移動の自由に不合理な制約を課したりしてはなりません。雇用プロセスの一環として、すべての労働者には、母国語または労働者が理解できる言語で、雇用条件を記載した書面による雇用契約書を提供しなければなりません。外国人移民労働者は、労働者が出身国を出発する前に雇用契約書を受け取らなければならず、受入国に到着後、現地の法律を満たし、同等またはより良い条件を提供するために変更される場合を除き、雇用契約書の差し替えまたは変更は認められないものとします。すべての労働は自発的なものでなくてはなりません。また、労働者は、合理的な通告がなされれば、違約金なしにいつでも自由に離職し、または雇用を終了することができるものとし、その旨は雇用契約に明記されなければなりません。サプライヤーは、退職するすべての労働者に関する書類を保持しなければなりません。雇用者、

人材斡旋会社、およびその委託先は、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可証など、身分証明書または出入国管理書類を保持したり、または破棄、隠匿、没収したりしてはなりません。上記にかかるわらず、雇用者が文書を保持できるのは、現地法令を遵守するために必要な場合に限られます。そのような場合、労働者は、これらの文書へのアクセスを拒否されることはないものとします。労働者は、雇用者的人材斡旋会社またはその委託先に就職斡旋手数料または雇用に関わるその他手数料を支払う必要はないものとします。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、その手数料は当該労働者に返金されるものとします。

2) 若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、もしくは国の最低雇用年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。18歳未満の労働者(若年労働者)を、夜勤や時間外勤務を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。サプライヤーは、適用法令に従い、学生労働者に関する記録の適切な保持、提携する教育機関への厳格なデューディリジェンス、および学生労働者の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保しなければなりません。サプライヤーは、労働者の年齢を確認する適切な仕組みを整備しなければなりません。合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法令が遵守されている限り、支持されます。サプライヤーは、すべての学生労働者に適切な支援と教育訓練を提供しなければなりません。現地法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の労働を行っている他の新人労働者と少なくとも同じものでなくてはなりません。児童労働が判明した場合、支援／救済措置を講じるものとします。

3) 労働時間

労働時間は、現地法令で定められている上限を超えてはなりません。また、1週間の労働時間は、緊急時や非常時を除き、時間外労働を含めて週60時間を超えてはなりません。すべての時間外労働は自発的なものでなければなりません。労働者には7日間に1日以上の休日を与えることはなりません。

4) 賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、時間外労働、および法令で義務付けられている福利厚生に関連する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法令を遵守していかなければなりません。すべての労働者は、同一労働・同一資格に対して同一賃金を受け取るものとします。労働者は時間外労働に関して、通常の時給より高い賃率で支払いを受けなければなりません。懲戒・懲罰処分としての賃金からの控除は認められません。各給与計算期間について、実施した労働に対する正確な報酬を確認するのに十分な情報が記載された適時かつ理解しやすい賃金明細書を労働者に提供しなければなりません。臨時、派遣、および外部委託の労働者の使用はすべて現地法令の制限内とします。

5) 差別の排除／ハラスメントの禁止／人道的待遇

サプライヤーは、ハラスメントおよび違法な差別のない職場づくりにコミットしなければなりません。労働者に対する暴力、性別に基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公衆の面前での辱め、または言葉による虐待などの不快な、または非人道的な扱いは一切行ってはならず、また、そのような扱いを受ける恐れがあつてはなりません。会社は、賃金、昇進、報酬、および教育訓練の機会などの採用および雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性または性表現、民族または国籍、障がいの有無、妊娠、宗教、支持政党、組合加入の有無、軍役経験の有無、保護対象となる遺伝情報、または配偶者の有無に基づく差別またはハラスメントを行ってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順を明確に定め、労働者に伝えなければなりません。労働者には、宗教的慣習や障がいに対する合理的な便宜が図られなければなりません。さらに、労働者または採用の可能性のある労働者に、差別的に使用される可能性がある妊娠検査や処女検査を含む医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。これは、ILO 差別待遇(雇用及び職業)条約(第 111 号)を考慮して草案したものです。

6) 結社の自由および団体交渉

労使間のオープンなコミュニケーションと直接的な関わりは、職場環境と待遇の問題を解決する最も効果的な方法です。労働者および／またはその代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営慣行に関する意見および懸念について、経営陣と率直に意思疎通を図り、共有できるものとします。これらの原則に沿って、サプライヤーは、労働者が自ら選択した労働組合を結成してこれに参加し、団体交渉を行い、また平和的な集

会に参加するというすべての労働者の権利を尊重し、またかかる活動を差し控える権利も尊重しなければなりません。結社の自由および団体交渉の権利が適用法令により制限されている場合、労働者は、これらに代わる適法な労働者代表を選出し、これに参加することを認められるものとします。

B. 安全衛生

サプライヤーは、業務上の怪我や病気の発生率を最小限に抑えることに加えて、安全で衛生的な作業環境が、製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させることを認識します。サプライヤーは、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育が今後も不可欠であることも認識しています。安全衛生基準は以下のとおりです。

1) 労働安全衛生

労働者が安全衛生上の危険(化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火災、車両、落下物の危険など)に晒される可能性を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを使用して軽減しなければなりません。これらの手段により危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で正しく維持管理された個人保護具および教材を提供しなければなりません。ジェンダーに対応した対策を講じなければなりません。たとえば、妊婦および授乳婦を本人や子供に危険を及ぼす可能性がある労働環境に就かせないこと、授乳婦に合理的な配慮を行うことなどです。

2) 緊急時への備え

潜在的な緊急事態および事象を特定、評価し、緊急事態発生の報告、従業員への周知および避難手順、労働者の教育訓練を含む、緊急対策および対応手順を実施することにより、その影響を最小限に抑えなければなりません。防災訓練は、少なくとも年に1度、または現地法で義務付けられるとおり、いずれかより厳しい頻度で実施しなければなりません。緊急対策には、適切な火災報知器および消火設備、分かり易く障害物のない出口、適切な非常口のある施設、緊急対応にあたる人員の連絡先情報、および復旧計画なども含まれなければなりません。それらの対策および手順は、生命、環境、および財産への損害を最小限に抑えることに重点を置くものとします。

3) 労働災害および疾病

労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために、手順および仕組みを整備しなければなりません。これには、労働者からの報告の奨励、労働災害および疾病の事例の分類と記録、必要な治療の提供、事例の調査、原因をなくすための是正措置の実施、ならびに労働者の職場復帰の促進のための規定が含まれます。サプライヤーは、労働者が報復を恐れることなく、差し迫った危険から離れ、状況が緩和されるまで復帰しないことを許可しなければなりません。

4) 産業衛生

労働者の化学的、生物学的、物理的因素への曝露を、ヒエラルキーコントロールに基づいて特定、評価、管理しなければなりません。危険を適切に管理することができない場合、労働者には、適切で正しく維持管理された個人保護具を無料で提供するものとし、労働者はこれを使用しなければなりません。サプライヤーは、労働者に安全で衛生的な作業環境を提供し、労働者の健康と作業環境の継続的かつ体系的なモニタリングを通じて、これを維持しなければなりません。サプライヤーは、職業曝露によって労働者の健康が害されているかどうかを定期的に評価するために、労働衛生モニタリングを実施しなければなりません。労働衛生保護プログラムは、継続的であり、職場における危険な状況に晒されるリスクに関する教材を含むものとします。

5) 身体に負荷のかかる作業

手作業による材料の取り扱い、重量物の持ち上げまたは反復的な持ち上げ、長時間の立ち作業、および極度に反復の多い、または力の要る組み立て作業など、労働者の身体に負荷のかかる作業の危険への曝露を、特定、評価、管理しなければなりません。

6) 機械の安全対策

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、障壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

7) 衛生設備、食事、および住居

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食材の調理、保存、食事のための施設を提供されるものとします。サプライヤーまたは人材斡旋会社が提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な照明、適切な空調換気、個人の所有物および貴重品を保管するための個別セキュリティ付き収納設備、および合理的に出入りできる適度な広さの個人スペースを備えていなければなりません。

8) 安全衛生に関するコミュニケーション

サプライヤーは、労働者の母国語または理解できる言語で、労働者が晒されることになるあらゆる特定済みの職場の危険（機械、電気、化学物質、火災、および物理的危険を含むがこれに限定されない）について、適切な職場の安全衛生に関する情報とトレーニングを労働者に提供しなければなりません。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲示するか、労働者が確認、アクセスできる場所に表示しなければなりません。健康に関する情報およびトレーニングには、該当する場合、性別や年齢など、関連する特性に特有のリスクに関する内容が含まれるものとします。トレーニングは、すべての労働者に対し、実務の開始前に、それ以降は定期的に提供しなければなりません。労働者は、報復を受けることなく安全衛生に関する懸念を提起することが奨励されます。

C. 環境

すべての事業部門において、サプライヤーは、環境に対する責任が世界水準の製品の製造に不可欠であることを認識します。サプライヤーは、公衆の安全衛生を守りながら、環境への影響を特定するとともに、地域社会、環境、および天然資源への弊害を最小限に抑えなければなりません。環境基準は以下のとおりです。

1) 環境許可と報告

必要とされるすべての環境許可証（例：排出のモニタリング）、認可書、および登録書を取得・維持し、最新の状態で保持し、その運用および報告に関する要件を遵守しなければなりません。

2) 汚染防止と省資源

汚染物質の排出・放出ならびに廃棄物の発生は、発生源において、または汚染防止装置の追加、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、その他手段などの実践により、最小限に抑えるか除去する必要があります。水、化石燃料、鉱物、原生林産物などの天然資源に関しては、生産・メンテナンス・設備に関わるプロセスの変更、物質の代替、再利用、保全、リサイクル、その他手段などを実践することで、その使用を抑えるものとします。

3) 有害物質

人体や環境に対して有害な化学物質、廃棄物、およびその他の物質は、特定、ラベリングを行い、安全な取り扱い、輸送、保管、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄を確実にするよう管理しなければなりません。有害廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

4) 固形廃棄物

サプライヤーは、固体廃棄物（有害物以外）の特定、管理、削減、および責任をもって廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施しなければなりません。廃棄物データは追跡し、文書化しなければなりません。

5) 大気への排出

稼働により発生する揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、微粒子、オゾン層破壊物質、および燃焼副産物は、大気に排出する前に、必要な特性評価、定期的な監視、制御、および処理を受けなければなりません。オゾン層破壊物質は、モントリオール議定書および適用される規制に従い、効果的に管理されるものとします。サプライヤーは、大気排出管理システムのパフォーマンスを定期的に監視しなければなりません。

6) 資材の制限

サプライヤーは、製品および製造(リサイクルおよび廃棄物のラベリングを含む)における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要求事項を遵守しなければなりません。

7) 水の管理

サプライヤーは、水源、水の使用・排出を文書化し、特性評価し、監視するほか、節水の機会を模索し、汚染経路を制御する水の管理を実施しなければなりません。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性評価、監視、制御、処理を実施しなければなりません。サプライヤーは、廃水処理システムと抑制システムのパフォーマンスを定期的に監視し、最適なパフォーマンスと規制の遵守を確保しなければなりません。

8) エネルギー消費および温室効果ガスの排出

サプライヤーは、全社規模の温室効果ガス総量削減目標を設定し、報告しなければなりません。エネルギー消費ならびにすべてのスコープ1、2およびスコープ3の重要なカテゴリーである温室効果ガス排出量を追跡し、文書化して、公表しなければなりません。サプライヤーは、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小限に抑える方法(再生可能エネルギーの使用など)を追求しなければなりません。

9) 生物多様性保全

世界的にまたは各国で保護されている生物多様性地域に隣接して製造施設を建設したり、業務に従事したりすることは避けなければなりません。事業活動が生物多様性の主要地域に隣接している場合、生態系への影響を低減するために、回避、最小化、修復、などの逐次的措置がとられなければならない。

国際的または、現地の林業法または政策を遵守し、森林伐採を回避するため、ゼロ・ネット・フォレストの原則に従います。また、周辺の土壤の質と騒音レベルが地域の規制要件に適合することを確実にするために、適切な手順が確立されるものとします。

10) 材料管理

サプライヤーは、製造に関する特定物質の含有(リサイクル・廃棄表示を含む)に関して、適用されるすべての法律および規制、禁止または制限および顧客の要求を遵守するものとします。

D. 倫理

社会的責任を果たし、市場での成功を達成するために、サプライヤーおよびその委託先は、以下を含む最高水準の倫理を維持しなければなりません。

1) ビジネスインテグリティ

すべてのビジネス上の取引において、最高水準のインテグリティを維持しなければなりません。サプライヤーは、あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を保持しなければなりません。

2) 不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領してはなりません。これら禁止事項には、取引を獲得または維持する、取引を発注する、あるいはその他不適切な利益を得るために、第三者を通して、直接的または間接的に価値のあるものを約束、申し出、許可、提供、または受領することが含まれます。腐敗防止法令の遵守を確保するために、モニタリング、記録管理、および実施手順を整備するものとします。

3) 情報の開示

すべての商取引は、透明性をもって実施され、サプライヤーの会計帳簿や記録に正確に反映される必要があります。サプライヤーの労働、安全衛生、環境活動、ビジネス活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規則と一般的な業界慣行に従って、開示されなければなりません。サプライチェーンにおける記録の改ざん、もしくは状況または慣行の虚偽表示は容認されません。

4) 知的財産

自社および第三者の知的財産権を尊重しなければなりません。技術やノウハウの移転は知的財産権を守る形で実施し、また顧客およびサプライヤーの情報を保護しなければなりません。

5) 公正なビジネス、広告、および競争

公正なビジネス、広告、および競争の基準を維持しなければなりません。

6) 身元の保護と報復の禁止

法律で禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者の機密性、匿名性、保護を確保するプログラムを維持しなければなりません。サプライヤーは、自社の従業員が報復の恐れなしに懸念を提起できるコミュニケーションプロセスを保持する必要があります。

7) 責任ある鉱物調達

サプライヤーは、製造する製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトの原産地と調達経路について、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのガイドンス」または同等に認知されたデューディリジエンスの枠組みに合致した方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デューディリジエンスを実施しなければなりません。

8) プライバシー

サプライヤーは、サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者すべての個人情報に関してそれらを保護するための合理的な措置を確保しなければなりません。サプライヤーは、個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守しなければなりません。

9) 利益相反の回避

サプライヤーは、利益相反を防止および管理し、実際の利益相反または潜在的な利益相反が発生した場合は、影響を受けるすべての関係者に通知する必要があります。

10) 輸出入関連法規の遵守

サプライヤーは、当社グループへの、または当社グループに変わって他者への製品の輸出入に関し、関連する輸出入規制を理解し、遵守しなくてはなりません。

11) 反汚職・反贈収賄

サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄防止法などの関連法を含む(ただしこれらに限定されない)、適用されるすべての贈収賄防止法および汚職防止法を完全に遵守しなくてはなりません。

12) 地域社会との共生

地域社会の人々の権利(森林・水資源に関する権利、その土地に居住する権利など)を尊重し、共存共栄の関係を目指します。また、地域社会の人々の権利侵害につながる可能性のあるいかなる組織・機能も保持・利用しません。

E. マネジメントシステム

サプライヤーは、本ガイドラインの内容に関連する範囲でマネジメントシステムを導入、または構築しなければなりません。マネジメントシステムは、以下を確保するために設計されるものとします：(a) サプライヤーの業務および製品に関連する適用法令、規制、および顧客要求事項の遵守、(b) 本ガイドラインへの適合、および(c) 本ガイドラインに関連した運用リスクの特定と軽減。また、継続的改善を促進するものであることも必要です。

マネジメントシステムには、以下の要素が含まれていなければなりません。

1) 企業のコミットメント

サプライヤーは、経営層によって承認された、デューディリジエンスと継続的な改善に対するサプライヤーのコミットメントを確約する人権、安全衛生、環境と倫理に関する方針声明を策定しなければなりません。方針声明は公開し、労働者が理解できる言語で、利用可能な手段で伝達しなければなりません。

2) 経営者の説明責任

サプライヤーは、マネジメントシステムと関連プログラムの確実な実施に責任を持つ上級管理職および会社の責任者を明確に特定しなければなりません。上級管理職は、定期的にマネジメントシステムの状況をレビューします。

3) 法的要件および顧客の要件

サプライヤーは、本ガイドラインの要件を含めて、適用される法令要件および顧客要求事項を特定、監視、認識するプロセスを導入または確立しなければなりません。

4) リスク評価とリスク管理

サプライヤーは、サプライヤーの業務に関する法令遵守、環境安全衛生、および労働慣行および倫理リスク(人権と環境に深刻な影響を与えるリスクを含む)を特定するプロセスを導入または確立しなければなりません。サプライヤーは、特定されたリスクを管理し、規制の遵守を確保するために、各リスクの相対的な重要性を判断し、適切な手順による管理および物理的制御を実施しなければなりません。

5) 改善目標

サプライヤーは、サプライヤーの社会・環境・安全衛生面のパフォーマンスを改善するための明文化されたパフォーマンス目的、目標、および実施計画(サプライヤーが目標を達成するため、パフォーマンスを定期的に評価することを含む)を策定しなければなりません。

6) トレーニング

サプライヤーは、サプライヤーの方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法令要件を満たすために、管理者および労働者を教育するプログラムを確立しなければなりません。

7) コミュニケーション

サプライヤーは、サプライヤーの方針、取組、期待事項、パフォーマンスに関する明確で正確な情報を労働者、サプライヤー、および顧客に伝達するためのプロセスを確立しなければなりません。

8) 労働者／ステークホルダーの関与と救済へのアクセス

サプライヤーは、労働者、その代表者、および関連するまたは必要なその他のステークホルダーとの継続的な双方向コミュニケーションのためのプロセスを確立しなければなりません。このプロセスは、本ガイドラインで定める業務慣行と条件についてフィードバックを得て、継続的改善を促進することを目的としたものでなければなりません。労働者は、報復や仕返しを恐れることなく、苦情およびフィードバックを提供できる安全な環境を与えられる必要があります。

9) 監査および評価

サプライヤーは、法令要件、本ガイドラインの内容、および社会的・環境的責任に関連する顧客との契約上の要件への適合を確保するため、定期的な自己評価を実施しなければなりません。

10) 是正措置プロセス

サプライヤーは、社内外の評価、点検、調査、および審査によって特定された不適合をタイムリーに是正するためのプロセスを確立しなければなりません。

11) 文書化と記録

サプライヤーは、規制の遵守、内部要件への適合、ならびにプライバシー保護のための適切な機密性を確保するための文書および記録を作成し、保持しなければなりません。

12) サプライヤーの責任

サプライヤーは、本ガイドラインの要件をサプライヤーに伝達し、サプライヤーによる本ガイドラインの遵守を監視するためのプロセスを確立しなければなりません。

F. 品質・安全性

1) 製品の安全性の確保

サプライヤーは、製品設計を行う際には、十分な製品の安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する必要があります。また、製品安全性に関して、法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する必要があります。製品の安全性に関わる法令などとして、日本国内の場合には電気用品安全法、消費生活用製品安全法、家庭用品品質表示法などが挙げられます。安全基準は、法令の細則などや JIS などで定められています。また、海外の安全規格として UL、BSI、CSA などがあります。製品の安全性の確保には、トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)などの管理および問題解決に向けた迅速な対応が有用です。

2) 品質管理

サプライヤーは、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する必要があります。

3) 正確な製品・サービス情報の提供

サプライヤーは、顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。虚偽の情報や改ざんされた情報を提供してはなりません。

G. 情報セキュリティ

サプライヤーは、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。近年の高度情報通信社会の進展に伴い、情報管理がますます重要になってきています。機密情報や個人情報漏洩などの情報管理不備は、自社や顧客のみならずサプライチェーンを含む様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があります。ISO27001 などの認められたマネジメントシステムが、本ガイドラインの策定にあたって参考されており、そこから役に立つ追加情報が得られる可能性があります。

1) サイバー攻撃に対する防御

サプライヤーは、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。サプライヤーは、サイバー攻撃による情報の漏洩や改ざん、情報システムの停止などのトラブルを防止する必要があります。攻撃者は、入手した顧客情報や取引先情報から、攻撃対象を広げる可能性があることから、被害は自社に留まりません。サイバー攻撃の対象となっている機器は、従来の PC やサーバーだけではなく、産業システムや IoT (Internet of Things) と呼ばれる機器へも広がりを見せており、こういった機器でも対策を講じる必要があります。また、サイバー攻撃を受けた場合、迅速に復旧するための計画を策定しておくことも重要です。その対策としては、例えば重要なデータのバックアップ、サーバーやデータセンターの二重化などがあります。

2) 個人情報の保護

サプライヤーは、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。サプライヤー、顧客、消費者、従業員などの個人情報については、各国の関連する法規制を遵守し、慎重に取扱う必要があります。特定された利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の収集、保存、変更、移転、共有その他の処理を行う必要があります。

3) 機密情報の漏洩防止

サプライヤーは、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。サプライヤーは、自社並びに第三者から受領した機密情報を管理するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する必要があります。これには情報管理レベルの設定や従業員の教育・研修を含みます。

H. 事業継続計画

地震や台風などの大規模な自然災害やテロ・暴動、感染症、事故などの発生は、事業継続に大きな影響を及ぼす可能性があります。企業は、このような事態に備え、適切な準備を行い、いち早く生産活動を再開し、サプライチェーンへ

の影響を最小限に留めるようにする必要があります。ISO22301などの国際的に認められたマネジメントシステムが、本ガイドラインの策定にあたって参考されており、そこから役に立つ追加情報が得られる可能性があります。

1) 事業継続計画の策定

事業継続を阻害するリスクには、大規模自然災害(例:地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻)およびそれに伴う停電・断水・交通障害など、事故(例:火災、爆発)、広域伝染病・感染症などの疾病蔓延、テロ・暴動などが挙げられます。必要な事前対策には、想定される被害をどのように生産拠点の個々の要素を防御・軽減・復旧するかという現地復旧戦略が必要です。被害によるダメージからの復旧が長期化することを想定した代替手段の確保に努めることも重要です。実際に事業が停止した際に、BCPに記述されている内容に従って事業を早期に復旧するためのマニュアルを策定し、実際の災害などに対応できるよう、従業員に継続的な教育・訓練を提供する必要があります。

以上

《改訂履歴》

改定年月	Ver.	主な改定内容
2023年7月	第1版	『ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン』制定
2026年1月	第2版	『ソシオネクストグループ CSR 調達ガイドライン』改訂 ①P4「3. ソシオネクストグループ CSR 基本方針を踏まえた各種方針」を新しい章として追加。これに伴い、記載文章の構成を変更 ②P4「契約の交渉・締結部門」を追加 ③P5「3.3 安全衛生方針」を追加 ④P5-6「3.4 環境方針」に項目を追加 ⑤P6「3.5 倫理方針」を変更 ⑥P6「3.6 品質方針」を追加 ⑦P6「3.7 情報セキュリティ方針」を変更 ⑧P7「3.8 事業継続方針」を追加 ⑨P7「4. ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン」をRBA ver.8.0に準拠した内容に更新 ⑩「4. ソシオネクストグループ サプライヤーガイドライン」に以下項目を追加 ・P11「9)生物多様性保全」 ・P11「10)材料管理」 ・P12「9)利益相反の回避」 ・P12「10)輸出入関連法規の遵守」 ・P12「11)反汚職・反贈収賄」 ・P12「12)地域社会との共生」 ⑪上記のほか、全体的に形式的な文言、文章を修正